

F - 15 イーグル戦闘機の墜落事故に対する意見書

8月21日午前10時頃、米軍嘉手納基地所属のF - 15 イーグル戦闘機が訓練中、沖縄本島の南部60マイル海上で墜落するという事故が発生した。

同機種は今年4月のフレア落下事故、風防ガラス落下事故、そして7月31日、8月1日と連続してエンジン火災事故を引き起こしている。嘉手納基地ではその他、ヘリコプターや輸送機などのさまざまな事故も頻発している。北谷町議会はこれらの事故に対しこれまでも厳重に抗議し、米軍機の事故原因の徹底究明とその結果の公表、再発防止を要求してきた。しかし、これらの要求は無視されたまま飛行が続けられ、墜落という今回の重大事故が発生したのである。

しかも、報道によると、米軍はF - 15 戦闘機の訓練を26日にも再開するとのことである。事故原因が究明されないまま再開するということは、軍事訓練を優先し、住民の生命・財産を軽視する占領意識丸出しの言語道断の対応だといわなければならない。

国土のわずか0.6%の本県に、75%の米軍基地が集中配備され、住民は、基地から派生するさまざまな事件事故によって脅かされている。米軍はこの現実を直視し、その不安を払拭するため誠実に対応すべき責任があることを強く指摘するものである。

北谷町議会は今回の事故について、住民の生命・ざいさんと、安全な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項に速やかに対処するよう強く要求する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 2 事故原因が解明されるまでは、F - 15 戦闘機の飛行を中止すること。
- 3 嘉手納基地を離発着する全航空機の総点検をすること。
- 4 民間地域上空での低空飛行訓練を即時中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2002年8月26日
沖縄県中頭郡北谷町議会